岩倉市ひとり暮らし高齢者等生活支援型給食サービス事業
委託事業者選定実施要領

１　趣旨

本要領は岩倉市が実施する給食サービス事業の業務委託事業者の選定にあたり、必要な事項を定めるものとする。

２　委託業務の概要

（１）委託業務名　　岩倉市ひとり暮らし高齢者等生活支援型給食サービス事業

（２）事業主体　　岩倉市

（３）選定方式　　公募による随意契約

（４）委託業務期間　令和４年４月１日～令和５年３月 31 日

（５）業務内容

別紙、岩倉市ひとり暮らし高齢者等生活支援型給食サービス事業業務委託仕様書（以下、「仕様書」）のとおり。

（６）契約方法　　単価契約

（７）委託料

給食サービスの１食当たり単価は 500 円から 850 円（消費税および地方消費税を含む）の範囲内で価格設定し、岩倉市から支払う委託料単価は、１食当たり 300 円（消費税および地方消費税を含む）とする。

３　受託条件

次に掲げるすべての要件を満たしていることを条件とする。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当しないこと。

（２）岩倉市の規定による指名停止期間中でないこと。

（３）令和４年４月１日時点で令和４・５年度岩倉市入札参加資格者名簿（物品・委託業務等）に登録されていること。

（４）食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定に基づく飲食店の営業許可を受けている事業者または事業所の衛生管理等について問題ないことを証明できる書類を市へ提出し、市が給食業者として適切であると認めた事業者で、事業所において調理から配達及び安否確認の一連の業務を事業者の責任によって実施できること。

（５）令和４年２月 28 日までに宅配弁当等の実績が６カ月以上あること。

（６）仕様書に記載された業務内容を履行可能なこと。

4　参加者の失格事項

（1）本要領に定める手続きを遵守しない場合。

（2）市職員との不適切な接触等が確認された場合。

（3）提出書類に虚偽の記載をした場合。

5　スケジュール

実施要領発表	令和４年３月１日（火）
提出書類の受付	令和４年３月１日（火）～10 日（木）
質問の受付・回答	随時

6　書類の提出

（1）提出書類

「岩倉市ひとり暮らし高齢者等生活支援型給食サービス事業単価見積書」に次に掲げる提出書類等を添付し、期限内に申し込むこと。

ア　食品衛生法に基づく飲食店営業許可書の写し等

イ　管理栄養士等免許証または資格証明書の写し

ウ　提供する食事の写真及び献立表、パンフレット等

エ　実施業者調書

オ　配達可能区域をマークした地図

カ　１食分の弁当

キ　直近６カ月の配食実績表

ク　その他市長が必要とする書類

（2）提出期間　令和４年３月１日（火）～令和４年３月 10 日（木）午後５時まで
カは、別途市が指定する日に提出すること。

（3）提出先　〒482-8686　愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地
岩倉市健康福祉部長寿介護課長寿福祉グループ（本庁舎１階）
電子メール　choujukaigo@city.iwakura.lg.jp（質問はメールでも可）

（4）提出方法

・郵送の場合　提出期限必着とする。

・持参の場合　市役所開庁日の月曜日から金曜日の各日午前９時から午後５時までに提出すること。

（5）その他

ア　見積書において、記載された内容の追加及び変更は認めない。

イ　提出された見積書は返却しない。

7　選定方法

受託条件を全て満たし、提出された書類に疑義がない事業者全てと契約を締結する。そのため、複数社が事業を受託する可能性がある。

8　審査結果の通知

審査結果は、選定後、速やかに提出事業者全員に郵送によって通知する。審査結果について質問がある提出者は、通知を受け取った日から起算して７日以内に説明を求めることができる。

9　過去の実績データ（参考）

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
延配食数	39,355 食	40,922 食	39,537 食
年度末利用者数	129 人	136 人	132 人